

開催日時	平成 28 年 8 月 19 日（金） 14:00 ～ 16:30
科目名	特許権侵害訴訟における用途発明侵害、間接侵害と差止判決
講師	三村 量一（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
内 容	<p>用途発明に係る特許権の侵害の成否の判断に際しては、通常の特許権とは異なる観点からの検討が必要である。さらに侵害が認められた場合に、特許権者はどのような限度で相手方の行為の差止めを求めることができるのか、どのような形式の差止判決が許されるのかについても問題がある。また、いわゆる非専用型間接侵害（特許法 101 条 2 号 5 号）においても、間接侵害の成否の判断や差止請求の制限に関して、同様の問題がある。本講義においては、これらの問題点について、議論の内容を詳しく説明し、侵害の成否及びあるべき差止判決についての検討を行う。</p>